

# ■講習コースと受講料《定員が決まっていますのでお早めにご予約ください。》

## 運転士教習(国家試験実技免除のための教習)

登録有効期間：令和6年3月30日まで

講習名	コース	受講料(含テキスト代)消費税込	講習内容	適用される助成金
				経費助成及び賃金助成
移動式クレーン運転士教習(つり上荷重5トン以上) 登録番号 第1129号	実技(6日)	96,000円	●国家試験の実技免除を受けるための実技教習	—
	学科・実技(6日)	118,000円	●上記と併せ、学科(国家)試験準備のための講習と模擬試験	○
クレーン・デリック運転士教習クレーン限定(つり上荷重5トン以上) 登録番号 第1259号	学科(4日)	26,000円	●学科(国家)試験準備のための講習と模擬試験	—
	実技(6日)	120,000円	●国家試験の実技免除を受けるための実技教習	—
	学科・実技(6日)	150,000円	●上記と併せ、学科(国家)試験準備のための講習と模擬試験	○

### ■移動式クレーン運転士学科試験(国家試験)受験の方

講習初日、担当講師とともに受験申請書を作成します。以下のものをご用意ください。

受験時に必要なもの ※①②は事前にご提出をお願いします。

- ①写真 2枚(サイズ 縦30mm横24mm) ※受験申請の代行をご希望の方は3枚
- ②現住所記載の本人確認書類(自動車運転免許証、健康保険証等のコピー又は住民票原本)
- ③学科試験受験料 6,800円(中部安全衛生技術センターへ支払います) ※申請代行をご希望の方のみ

### ■クレーン・デリック運転士教習(クレーン限定)受講の方

学科試験の受験申請は当所では行いません。

ご自身での手続きをお願いします。

受講時に必要なもの ※事前にご提出をお願いします。

- ①写真 2枚(サイズ 縦30mm横24mm)
- ②現住所記載の本人確認書類(自動車運転免許証、健康保険証等のコピー又は住民票原本)

運転士教習の学科試験を受験される方は、受講申込書に試験センターからの郵便物が受け取れる住所を記載してください。

上記と②に記載の住所に相違がある場合はご相談ください。

## 技能講習

コース時間に試験時間は含まれていませんので下記の時間以上となります。

添付書類※A)自動車運転免許証のコピー

添付書類※B)特別教育修了証のコピー又は特別教育実施記録のコピー又は特別教育実施証明書(当所様式)

登録有効期間：令和6年3月30日まで

講習名	コース	受講料(含テキスト代)消費税込	受講資格(●のいずれかに該当する方)	適用される助成金
				経費助成及び賃金助成
車両系建設機械運転技能講習 [整地・運搬・積込・掘削用機械] (機体質量3トン以上) 登録番号 第1110号	14Hコース(2日)	42,000円	●大型特殊自動車運転免許証を持っている方。(添付書類※Aが必要です) ●自動車運転免許証(普通以上)を持っていて、3トン未満の車両系建設機械の運転経験が特別教育修了後3ヶ月以上ある方。(事業者の証明及び添付書類※A※Bが必要です)	○
	18Hコース(3日)	44,000円	●自動車運転免許証をお持ちでない方で3トン未満の車両系建設機械の運転経験が特別教育修了後6ヶ月以上ある方。(事業者の証明及び添付書類※A※Bが必要です)	○
	38Hコース(5日)	102,000円	●3トン未満の車両系建設機械の運転経験がない方。(免除資格のない方)	○
車両系建設機械運転技能講習 [解体用機械](機体質量3トン以上) 登録番号 第1218号	5Hコース(1日)	20,000円	●車両系建設機械(整地等)運転技能講習を修了された方。	○
不整地運搬車運転技能講習 (最大積載量1トン以上) 登録番号 第1226号	11Hコース(2日)	34,000円	●車両系建設機械(整地等)運転技能講習を修了された方。 ●大型特殊自動車運転免許証を持っている方。(添付書類※Aが必要です) ●自動車運転免許証(普通以上)を持っていて、1トン未満の不整地運搬車の運転経験が特別教育修了後3ヶ月以上ある方。(事業者の証明及び添付書類※A※Bが必要です)	○
小型移動式クレーン運転技能講習 (つり上荷重5トン未満) 登録番号 第1213号	Aコース(3日)	37,000円	●下記資格のない方。	○
	Bコース(3日)	34,000円	●玉掛け技能講習又は床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方。 ●クレーン・デリック又は揚貨装置運転士免許証を持っている方。	○
玉掛け技能講習 登録番号 第1157号	Aコース(3日)	27,000円	●未経験者。	○
	Bコース(3日)	24,000円	●1トン以上のクレーン等を使った玉掛けの補助作業経験が6ヶ月以上ある方。(事業者の証明が必要です) ●1トン未満のクレーン等を使った玉掛けの業務経験が特別教育修了後6ヶ月以上ある方。(事業者の証明が必要です)	○
クレーン特別教育と玉掛け(B)技能講習併合	4日	35,000円	●玉掛け(Bコース)の受講資格のある方がクレーン特別教育と同時に受講できるコースです。(小型移動式クレーンは含まれません。)	○
フォークリフト運転技能講習 (最大荷重1トン以上) 登録番号 第1243号	11Hコース(2日)	23,000円	●大型特殊自動車運転免許証を持っている方。(添付書類※Aが必要です) ●自動車運転免許証(普通以上)を持っていて、1トン未満のフォークリフトの運転経験が特別教育修了後3ヶ月以上ある方。(事業者の証明及び添付書類※A※Bが必要です)	—
	31Hコース(4日)	36,000円	●自動車運転免許証(普通以上)を持っている方。(添付書類※Aが必要です)	—
	35Hコース(5日)	42,000円	●上記資格のない方。(自動車運転免許証をお持ちでない方)	—
高所作業車運転技能講習 (作業床高さ10m以上) 登録番号 第1244号	12Hコース(2日)	42,000円	●移動式クレーン運転士免許証を持っている方又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方。	○
	14Hコース(2日)	44,000円	●自動車運転免許証(普通以上)を持っている方。(添付書類※Aが必要です) ●次の技能講習修了証を持っている方。 フォークリフト・ショベルローダ等・車両系建設機械(整地又は解体又は基礎工事用機械)・不整地運搬車	○
床上操作式クレーン運転技能講習 (つり上荷重5トン以上) 登録番号 第1216号	Aコース(3日)	36,000円	●下記資格のない方。	○
	Bコース(3日)	34,000円	●玉掛け技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方。 ●移動式クレーン・デリック又は揚貨装置運転士免許証を持っている方。	○
ガス溶接技能講習 登録番号 第1225号	13Hコース(2日)	15,000円		○

## 特別教育

特別教育は、人数(20名様以上)がまとまれば、出張講習にも応じます。別途お問い合わせください。

講習名	コース	受講料(含テキスト代) 消費税込み	受講により得られる資格	適用される助成金
				経費助成及び 資金助成
ローラ特別教育	2日	15,000円	●締固め機械の運転に必要な資格です。	○
クレーン特別教育(つり上荷重5トン未満)	2日	15,000円	●移動式クレーン以外の5トン未満のクレーンの運転に必要な資格です。主にホイストの運転資格です。	○
小型車両系特別教育	2日	15,000円	●ブーム・アームを除く機械の質量が3トン未満の車両系建設機械の運転に必要な資格です。主にミニショベルの運転資格です。	○
高所作業車特別教育	2日	15,000円	●作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転に必要な資格です。	○
アーク溶接特別教育	3日	18,500円	●アーク溶接の作業をする方に必要な資格です。	○
自由研削砥石特別教育	1日	10,500円	●サンダー、グラインダーの「砥石」を交換する方に必要な資格です。	○
機械研削砥石特別教育	2日	17,000円	●円筒研削盤、内面研削盤、平面研削盤、工具研削盤、歯車研削盤等の機械研削用の砥石を交換する方、砥石交換時の試運転をする方に必要な資格です。	○
低圧電気取扱特別教育	14Hコース(2日)	18,000円	●低圧の電気取扱者のうち充電回路の敷設若しくは修理の業務を行う方に必要な資格です。学科7時間・実技7時間。	○
粉じん作業特別教育	学科のみ1日	12,000円	●トンネル工事、解体工事、アーク溶接作業など粉じん、ヒュームなどの発生する場所で作業を行う方に必要な資格です。	○
玉掛け特別教育	2日	14,000円	●つり上げ荷重が1トン未満のクレーン等の玉掛け作業に必要な資格です。	○
酸素欠乏症等特別教育	学科のみ1日	11,000円	●酸素欠乏及び硫化水素の発生する場所で作業する方に必要な資格です。	○
巻上げ機(ウインチ)特別教育	2日	15,000円	●巻上げ機(ウインチ)を取扱う作業を行う方に必要な資格です。	○
フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育	1日	11,000円	●高さが2m以上で作業床を設けるのが困難なところにおいて墜落制止用器具「フルハーネス型」を用いて行う作業に必要な資格です。	○

## 安全衛生教育等

安全衛生教育等は、人数(20名様以上)がまとまれば、出張講習にも応じます。別途お問い合わせください。

講習名	コース	受講料(含テキスト代) 消費税込み	講習内容	適用される助成金
				資金助成
職長・安全衛生責任者教育	学科のみ2日	17,000円	●労働安全衛生法60条に基づく講習で、監督業務、作業者の適正配置、作業手順、異常・緊急時の処置、危険性又は有害性等の調査およびその結果に従い処置等、現場の監督者が習得すべき事項について教育します。	—
刈払機(草刈機)取扱教育	1日	11,500円	●平成12年2月16日付け基発第66号に基づき刈払機(草刈機)作業者に対する安全教育です。	—
振動工具取扱教育	学科のみ1日	9,500円	●昭和58年5月20日付け基発第258号に基づきチェーンソー以外の振動工具としてハンドブレイカ、インパクトレンチ、振動ドリル等を扱う作業者に対する安全教育です。	—
有機溶剤作業教育	学科のみ1日	10,500円	●昭和59年6月29日付け基発第337号に基づき有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育です。有機溶剤作業主任者技能講習とは、異なります。	—
丸のこ等取扱作業教育	1日	9,500円	●平成22年7月14日付け基安発0714第1号に基づき建設業等において「携帯用丸のこ盤」を使用する作業者に対する安全教育です。	—

- (公社)建設荷役車両安全技術協会主催の車両系・締固め・クレーン付ショベルの特定自主検査者資格取得研修を、当所にて実施していますが、お申込み・お問い合わせについては主催者の(公社)建設荷役車両安全技術協会愛知県支部(052-586-0069)へご連絡ください。